

令和7年度埴町障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりである。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たすもの）

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体）

5 調達の対象品目等

本町が障がい者就労施設等から調達する物品は、次のとおりとする。

(1) 物品

紙、木工、布製品、陶器、食品、その他障がい者就労支援施設が提供可能な物品

(2) 役務

清掃作業、除草作業、その他障がい者就労施設が提供可能な役務

6 調達の推進方法

障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を全庁で共有し、障がい者就労施設等への発注可能な物品等を所管課において十分に検討し、発注に努める。

7 調達実績の公表

調達実績については、概要を取りまとめ、公表する。

8 調達目標

令和7年度の調達目標額を100,000円以上とする。